

## ふるさと納税を利用した寄附のお願い

2022年11月吉日

公益社団法人 日本ボート協会  
理事長 石丸 元国

平素より日本ボートの振興と発展に格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様ご高承のとおり、日本ボート協会（JARA）では、2021年にオリンピック・パラリンピックを無事終え、新ビジョンを公表、その実現へ向け、一步ずつ進んでいるところです。

新宿区では、Japan Sports Olympic Square に事務所のあるスポーツ協会について、ふるさと納税を利用した寄附の制度を2021年度から導入しました。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file21\\_00003.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file21_00003.html)

「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」で新宿区にふるさと納税をして頂くと、3割が新宿区政に使われ、7割がJARAに支援金として交付されます。寄附をなさる皆様には、他のふるさと納税と合算で、寄附金総額から2,000円を控除した金額について所得税および住民税からの控除が受けられます。

当協会では、オリンピック・パラリンピック後の困難な財政状況を克服するため、本年実施の全日本選手権において、100回の大会史上初めて観客の皆様から観戦料やバスチャーター代・駐車場代の費用を頂戴したほか、新たな事業を行うために複数の新たな助成金の申請を行い、また、強化指定選手の海外遠征時の自己負担を上げる等の施策を講じて参りました。ビジョンの実現へ向け、一層の経営基盤強化と新事業実施のための財政基盤強化を行う必要があり、皆様の寄附の選択肢の一つとして是非ご活用頂きたく、お願い申し上げます。

寄附の流れは以下のとおりとなります。

### 1. 申込書の記入と日本ボート協会事務局への送付

申込書（メールでは添付、websiteでは埋込）を記入のうえ、**JARA 事務局**

**へ E-mail、FAX または郵送で**お送りください。令和 4 年度分の寄附金税額控除を受ける場合は、2022 年 12 月 12 日（月）12:00 事務局必着でお申し込みください。それ以降に到着した場合は、次年度の控除対象となります。

2. 新宿区からの納付書の送付と寄附金の納付

後日、新宿区から納付書が送付されますので、金融機関窓口で寄附金額を納付してください。納付書が送付されない場合は、申請書が届いていない可能性がありますので、確認の連絡を頂戴できると幸いです。

3. 新宿区から寄附金受領証の送付

寄附金納付後、新宿区から寄附金受領証が送付されます。確定申告の際必要となります。

4. 確定申告

確定申告で税金の還付を申請してください。

[注意事項]

- 確定申告が不要な給与所得者等の方は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。新宿区から必要な情報をお住いの市区町村に連絡されますので、新宿区総務課総務係寄附金担当（電話：03-5273-4107/4108、FAX: 03-3209-1460）までご連絡ください。
- 本寄附は、新宿区在住の方、在住でない方、いずれの方も可能です。
- 本寄附は、新宿区への寄附であり、JARA からの領収書の発行はありません。
- 本寄附に伴う新宿区または JARA からの返礼品の贈呈はありません。
- 寄附金の申込みに係る個人情報については、当協会「個人情報保護方針」および新宿区個人情報保護条例に基づき適正に管理し、寄附金に関する事務以外には使用しません

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本ボート協会 事務局 相浦・館田

E-mail : [zaimu@jara.or.jp](mailto:zaimu@jara.or.jp)、TEL: 03-5843-0461、FAX: 03-5843-0462